

小鹿野町プレーパーク運営業務委託に係るプロポーザル方式募集要領

1 趣旨

この要領は、小鹿野町プレーパーク運営業務（以下、「本業務」という。）を実施するにあたり、プロポーザル方式により受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務名

小鹿野町プレーパーク運営業務

3 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月25日まで

4 実施限度額

1,860,100円（税込み）

5 業務場所

埼玉県秩父郡小鹿野町飯田853番地「みどりの村」内

6 業務内容

別添「小鹿野町プレーパーク運営業務委託仕様書」のとおり

7 プロポーザル方式について

当該プロポーザル方式は、公募型（一定の条件を満たす参加者を広く募集するもの。）とする。

8 参加資格要件

当該プロポーザルに参加する者（以下、「参加者」という。）は、次に掲げる資格要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立てをしている者（更正開始手続の決定を受けている者を除く。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産者又は禁固以上の刑に処せられている者でないこと。

- (4) 国税、都道府県税及び市区町村民税を滞納している者でないこと。
- (5) 小鹿野町暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第3条第2項に規定する暴力団関係者に該当する者でないこと。
- (6) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）に規定する政治団体等、宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

9 本事業及びプロポーザル実施担当

小鹿野町 こども課

10 審査委員会

- (1) 本業務に係る受託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、小鹿野町プレーパーク運営業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を置き、提案事項等を審議し、本業務に最も適した受託候補者を選定するものとする。
- (2) 審査委員会の設置及び運営に関する規定は、別に定める「小鹿野町プレーパーク運営業務プロポーザル審査委員会設置要綱」によるものとする。

11 スケジュールについて

- (1) 実施要領配布開始
令和6年1月22日（月）
- (2) 質問受付期限
令和6年1月29日（月）午後5時00分まで
- (3) 質問回答期限
令和6年2月1日（木）午後5時00分まで
- (4) 第一次審査提出書類等提出期限
令和6年2月8日（木）午後5時00分まで
- (5) 第一次審査結果の送付及びプレゼンテーションの通知
令和6年2月9日（金）
- (6) 第二次審査提出書類提出期限
令和6年2月16日（金）午後5時00分まで
- (7) 第二次審査実施日（プレゼンテーション及びヒアリング）
令和6年2月29日（木）（予定）
- (8) 受託候補者決定通知の発送
プレゼンテーション等実施日から1週間程度

(9) 契約締結

令和6年4月1日(月)

1.2 質問について

- (1) 質問期限までに必ず質問書(様式第2号)の書面にて、下記にある小鹿野町こども課あてにFAX又は電子メールで質問を行うこと。また、送信した際には電話で受信確認を行うこと。

小鹿野町こども課

電話 0494(75)4101

FAX 0494(75)2819

E-MAIL kosodate@town.ogano.lg.jp

- (2) 質問書(様式第2号)には、該当する資料(仕様書等)の種類と項番号を記入し、内容を簡潔にすること。
- (3) 質問書(様式第2号)の質問内容には、質問者が特定できるような団体名や個人名等を記載しないこと。
- (4) 質問に対する回答は、町ホームページに随時公開する。ただし、継続中の業務や業務計画に支障があると判断した質問については、回答及び開示は行わない。
- (5) 既に回答が済んでいる内容を、重複して質問することがないようにすること。

1.3 提出書類について

- (1) プロポーザルは、業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部を求めるものではない。求められた事項以外の内容を含む企画提案書については、提案を無効とする場合がある。
- (2) 企画提案書の用紙企画はA4版(A3折込可)、様式は任意様式とし、必要に応じ図表等を用いて簡潔で分かりやすいものとする。
- (3) 第一次審査提出書類・提出部数について
- ア 参加申込書(様式第1号) 1部
- イ 会社概要 会社名、本社所在地、代表者名、資本金、設立年月日、事業内容、小鹿野町を担当する営業所等の名称及び所在地、従業員数、組織・管理・責任体制図、社歴が確認できるもの。 登記簿1部
- ウ プロポーザル参加資格に関する宣誓書(様式第3号)
- エ 直近1か年の財務諸表(損益計算書、貸借対照表及びキャッシュフロー計算書) 原本1部
- オ プレーリーダーとなる者のプレーパークでの実務経歴書(任意様式可)

1 部

カ 業務実施計画 原本 1 部

キ 参考見積書・参考見積金額内訳書 1 部

(4) 第二次審査提出書類・提出部数・書類に関する注意事項について

ア 企画提案書 9 部

企画提案書については、「小鹿野町プレーパーク運営業務委託仕様書」を参照の上、別紙 1「評価基準表（2）第二次審査評価基準」の各評価基準項目についての内容を含めて記載すること。ただし、事業者独自に特色を追加して記載することは可能である。

1 4 第一次審査及び第二次審査提出書類の提出先、提出方法

(1) 提出先 小鹿野町こども課

(〒368-0192 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野 8 9 番地)

(2) 提出方法 郵送又は持参

1 5 プレゼンテーション及びヒアリングについて

(1) 予定日：令和 6 年 2 月 2 9 日（木）

(2) 実施場所：小鹿野町役場 防災対策会議室

(3) プレゼンテーション（提案内容の説明）2 0 分程度、その後ヒアリング（質疑応答）1 0 分程度の合計 3 0 分以内程度とする。機材等の準備は、開始 5 分前から、撤収は終了後 5 分以内で行うこと。

(4) 出席者：4 名以内とし、本業務を受託した場合に担当する責任者は必ず出席すること。

1 6 評価方法と選定方法

(1) 第一次審査は書類審査とし、参加希望者より提出された小鹿野町第一次審査提出書類について、参加資格要件をすべて満たしているか審査する。5 者を超える参加希望者があった場合、審査委員会において、評価基準表（別紙 1）に基づき審査及び評価を行い、上位 5 者を第一次通過者として選定する。

(2) 第二次審査は、第一次審査通過者によるプレゼンテーション並びにヒアリングにより、評価基準表（別紙 1）に基づき審査委員会において総合的に審査、評価を行う。評価点合計が最も高く、かつ、第二次審査において評価点 5 0 点以上の提案をした者を、本業務の受託候補者として選定する。

(3) 最高得点者との契約締結がかなわなかった場合、評価点 5 0 点以上を有した次点の者と契約に向けた協議を行う。

1 7 結果に関する通知について

受託候補者を選定後、参加者全員に対して選定及び得点順位の結果を通知する。

1 8 契約の締結について

- (1) 選定された提案者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内で契約を締結する。
- (2) 選定された提案の提案者は、必ず契約を締結しなければならない。
- (3) 契約締結においては、本プロポーザルによる最高得点者の提案内容が全て採用されるものではなく、選定された者と具体的な業務内容について協議し、契約の締結を行う。

1 9 失格要件

次の事由に該当した場合は、その者の参加及び提案を無効とし失格とする。

- (1) 参加者が備えるべき参加資格要件を満たさない場合。
- (2) 企画提案書等の作成にあたり不正又は不誠実な行為があった場合、又は虚偽の記載をした場合。
- (3) 当該プロポーザル方式実施にあたり不正又は不誠実な行為があった場合。

2 0 その他

- (1) 企画提案書等の著作権は、それぞれ製作者に帰属するが、プロポーザル方式を実施する上で必要な範囲において、無断及び無償で複製する場合がある。
- (2) 企画提案等の提出期限以降の書類の差替え、追加及び再提出は認めない。また、提出された書類等は返却しない。
- (3) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (4) プレゼンテーションに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (5) 受託者は、業務上の契約不適合により生じる損害賠償に対応できるように、適切な保険に加入すること。
- (6) 提出された提案書等は、小鹿野町情報公開条例により、個人情報及び事業者の技術ノウハウを除き、原則公開の対象となるため、公表しないとの条件で提案書に記載する提案者が保有する特別な技術情報等に関しては、提案書にプロポーザルの審査に使用する以外には、秘匿とする旨を明記するものとする。また、秘匿とする部分については、提案書全体ではなく特定部分に限定すること。

なお、秘匿とする指定をされた部分についても、提案採用後の実装等により、公益上の理由で公開とする場合もある。

- (7) 提案者は、提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとし、審査方法及び選考結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (8) この要領に定めない事項については、別に定める。